

介護保険

## 65歳以上の皆さまへ介護保険料のお知らせ

ほけん課 介護保険係 ☎ 22-3145

### 平成 29 年度 介護保険料の納め方

#### ●第 5 段階（基準額：62,400 円）の一例（仮徴収の金額により本徴収の金額が変わります）

4 月	6 月	8 月	10 月	12 月	2 月
8,000 円	8,000 円	11,600 円	11,600 円	11,600 円	11,600 円



前年の所得をもとに算出した保険料から、仮徴収（4 月・6 月）を除いた額を 8 月から翌年 2 月の年金支給月に納めます。

#### ●納付方法

受給している年金額により納付方法が異なります。7 月下旬に発送する介護保険料納入通知書でご確認ください。

#### ●特別徴収と普通徴収、どっち？

▷年金額が 18 万円以上の人→特別徴収（年金からの天引き）

▷年金額が 18 万円未満の人→普通徴収（納付書払い）

※18 万円以上の方でも年度途中で 65 歳になったときや住所異動、申告のやり直しをしたときなど、普通徴収になる場合があります。

**介** 護保険制度は、高齢化社会の進行に伴い、介護が必要な高齢者を、家族だけではなく社会全体で支え合う制度であり、介護保険料はその大切な財源です。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるように、保険料は忘れずに納めましょう。

保険料は下表のとおり前年の課税年金収入および合計所得金額をもとに基準額に保険料率を乗じて決まります。

### 65 歳以上の介護保険料（基準額）

#### ●平成 27 ～ 29 年度の介護保険料（基準額）

年額 **62,400 円**（月額 5,200 円）

#### ●平成 29 年度の段階別保険料率と保険料

段階	対象者	保険料率	年額
第 1 段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下の人 等	0.45	28,080 円
第 2 段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円超 120 万円以下の人	0.75	46,800 円
第 3 段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 120 万円超の人	0.75	46,800 円
第 4 段階	世帯のだれかに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額 + 課税年金収入額が 80 万円以下の人	0.9	56,160 円
第 5 段階 （基準額）	世帯のだれかに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、第 4 段階以外の人	1.0	62,400 円
第 6 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人	1.2	74,880 円
第 7 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の人	1.3	81,120 円
第 8 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の人	1.5	93,600 円
第 9 段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が 290 万円以上の人	1.7	106,080 円



平成29年8月から

高額介護サービス費の基準が見直されます

### ● 高額介護サービス費とは？

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には月々の負担の上限額が設定されています。1カ月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。

### ● どのような改正が行われるのですか？

高齢化が進み介護費用や保険料が増大する中、サービスを利用している方と利用していない方との公平性や、負担能力に応じた負担

をお願いする観点から、世帯のどなたかが市民税を課税されている方の負担の上限が月額3万7200円から4万4400円に引き上げられます。

ただし、介護サービスを長期に利用している方に配慮し、同じ世帯の全ての65歳以上の方(サービスを利  
用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯は、年間46万6400円(3万7200円×12ヵ月)の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにされます。(3年間の時限措置)

#### 介護サービス費自己負担上限額(月額)

対象となる方	平成29年7月までの負担上限(月額)	平成29年8月からの負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,000円/(世帯)	44,000円/(世帯)
世帯のどなたかが市民税を課税されている方(※)	37,200円/(世帯)	<b>44,000円/(世帯) &lt;見直し&gt;</b> ※同じ世帯全ての65歳以上の方(サービスを利用していない方を含む)の利用者負担割合が1割の世帯に年間上限額(446,400円)を設定
世帯の全員が市民税を課税されていない方	24,600円/(世帯)	24,600円/(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の方など	24,600円/(世帯) 15,000円/(世帯)	24,600円/(世帯) 15,000円/(世帯)
生活保護を受給している方など	15,000円/(世帯)	15,000円/(世帯)

(※)同一世帯に65歳以上で課税所得145万円以上の方がおり、収入が単身で383万円以上、2人以上で520万円以上の方。

## 日常生活のお困りごとから お出かけのお手伝いまで

☆介護保険外のサービスをご提供いたします

一般社団法人

# 阿蘇家族

〒869-2301 熊本県阿蘇市内牧1214-6  
代表 近藤 秀樹

電話・FAX

## 0967-32-5757

<http://aso.ne.jp/asokazoku>

(※阿蘇家族ワーカーも募集中)

#### 生活の付き添いサービス等



●その他、定期訪問見守り・墓参り・片付けなど

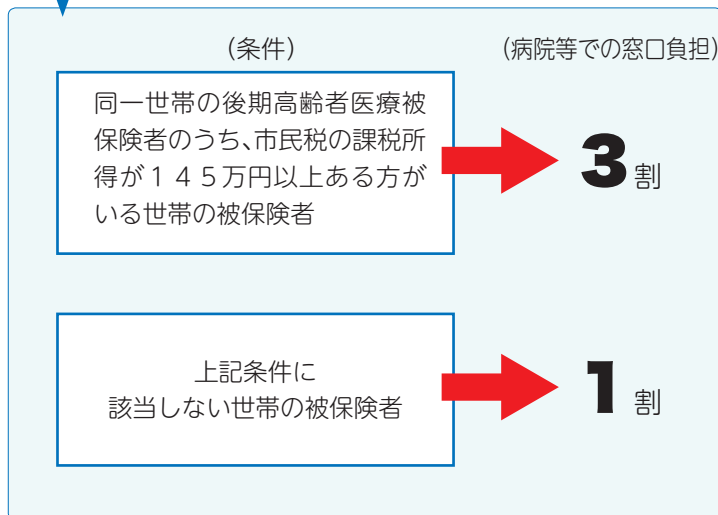


保険証の更新

## 後期高齢者医療被保険者証が更新されます

ほけん課 高齢者医療係 ☎ 22-3145

### 後期高齢者医療被保険者の一部負担金の割合



**現** 在お持ちの保険証(橙色)の有効期限は、平成29年7月31日①までとなっています。新しい保険証(水色)を7月中に簡易書留で発送しますので、8月1日②からは新しい保険証をご利用ください。

新しい保険証(水色)に記載してある一部負担金の割合は、平成29年度の市民税の課税所得をもとに判定しています。

なお、現在お持ちの保険証(橙色)は、8月1日以降に、ハサミなどで裁断のうえ破棄してください。

### 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証更新のお知らせ

#### ●現在、認定証(橙色)をお持ちの方

平成29年7月31日①で有効期限が切れますので、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」(水色)を7月中に保険証と同封のうえ郵送します。8月1日②からご使用ください。

#### ●新しく申請が必要な方

所得区分Ⅰ・Ⅱの方で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない方は、外来および入院で受診される際に、この認定証が必要となりますので、市役所ほけん課または各支所市民係で申請してください。

#### ●申請に必要なもの

後期高齢者医療被保険者証  
印かん マイナンバー  
運転免許証などの本人確認書類

#### 入院・外来時の自己負担限度額及び入院時の食事代 (8月1日から)

所得区分	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)	入院時の食事代 (1食当たり)
現役並み 所得者	57,600円	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1%を加算	360円 ※指定難病者の方などは 260円の場合あり
		4回目以降 44,400円(※1)	
一般	14,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 4回目以降 44,400円(※1)	
区分Ⅱ (※2)	8,000円	24,600円	90日まで 210円 (※3)
			91日目から 160円 (※4)
区分Ⅰ (※5)	8,000円	15,000円	100円

(※1) 過去12カ月以内に外来+入院の限度額を超えた支給が4回以上あった場合、4回目以降は44,400円となります。

(※2) 世帯の全員が市民税非課税の人(区分Ⅰ以外の人)。

(※3) 過去12カ月以内の入院日数

(※4) 過去12カ月以内の入院日数が90日を超えた場合は、長期入院の申請により食事代が160円となります。

(※5) 世帯の全員が市民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人

保険証の更新

## 国民健康保険被保険者証が更新されます

ほけん課 国保・年金係 ☎ 22-3145

限度額適用・標準負担額減額認定証

限度額適用・標準負担額減額認定証は、毎年8月に切り替えが必要です。新規、更新の手続きを必要とされる方は申請してください。

●申請に必要なもの

国民健康保険被保険者証 マイナンバー  
印かん 運転免許証などの本人確認書類

●申請先

ほけん課 国保・年金係または各支所 市民係

平成29年8月から70歳以上の方の入院・外来時の自己負担限度額が変わります

18ページの『入院・外来時の自己負担限度額 / 入院時の食事代』の表をご参照ください。後期高齢者医療制度と同額となります。

**現** 在お持ちの保険証の有効期限は、平成29年7月31日①までとなっています。平成28年度10期分までの国民健康保険税が全て納付されている世帯を対象に、8月から使用する新しい保険証を7月中に簡易書留で発送しますので、8月1日②からは新しい保険証をご利用ください。

納期限までの納付が困難な場合は、市役所及び各支所で随時納税相談を受け付けていますので、お早めにご相談ください。  
※すでに納税相談をしている方については、従来どおり、納付後に短期保険証を交付します。

CITY INFORMATION

人間ドック補助金

## 30歳以上の国民健康保険被保険者の人間ドック補助金申請

ほけん課 国保・年金係 ☎ 22-3145

概要

●補助金額 1日ドック 5,000円

2日ドック 10,000円

●申請に必要なもの

国民健康保険証 検査結果 領収書 金融機関の通帳

●申請先

ほけん課 国保・年金係または各支所 市民係

**30** 歳以上の国民健康保険被保険者で、平成29年度中に人間ドックを受診される方、または受診された方については、補助金を交付していただきます。なお、特定健診を受診する方は対象となりません。

CITY INFORMATION